

No.1145 2022年1月12日

JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

ガーナー船員に対する COVID-19 ワクチン接種義務化および過怠金の可能性

ガーナの各現地コレスポンデンツから以下のとおり情報を入手しましたので、お知らせします。

2022 年 1 月 15 日以降、ガーナに入国する全ての人は、COVID-19 ワクチン接種済であることが求められ、未接種の場合 3,500 米ドルの過怠金が科され、無料で COVID-19 ワクチンの接種を受ける必要があると Ghana Port Health Service が通達を出したとのことです。これはガーナに寄港する全ての船舶に乗船する船員にも適用されるとのことですが、当局からの正式な通知は未だ出されていません。

コレスポンデンツによると、当該規則の施行時期や過怠金が未接種者1人あたりか1隻あたりかなどについて関係省庁の間でまだ協議中であり、2月末まで当該規則は施行されない見込みとの情報もあります。

当該規則が施行されれば、全ての船舶は代理店を通じてワクチンを接種した船員のリストを(適切な証明書も含めて)用意し、未接種者のリストとあわせて提出する必要があります。未接種の船員に対しては、当局の費用負担によるワクチン接種が本船の着岸前に錨地で実施されます。

上述のとおり、当該規則の内容はまだ流動的ですので、ガーナに入港予定がある場合は、常に現地代理店に最新情報をご確認いただくことをお勧めいたします。

以上